

報告 16

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和8年9月1日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（長与町監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 長与町監査委員に関する条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

（長与町水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 長与町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第3条 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年8月10日

長与町長 吉 田 慎

